

議案第 2 号

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年鴨川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 3 条（見出しを含む。）中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 12 条第 1 項中「(以下)」の次に「この項及び第 4 項においてこれらの日を」を加え、同条第 4 項中「100 分の 67.5」を「100 分の 122.5」に、「その者」を「当該会計年度任用職員」に改める。

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項中「第 12 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 13 条 勤勉手当は、任期が 6 月以上の会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）であって、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、基準日以前 6 月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

3 勤勉手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額（以下この項において「基礎額」という。）に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する会計年度任用職員の総額は、当該会計年度任用職員の基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、任命権者は、その者に所属する会計年度任用職員が少数であることその他の特別の事情により、他の任命権者に所属する会計年度任用職員との均衡を考慮し必要があると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

4 会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(鴨川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)
- 2 鴨川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年鴨川市条例第28号)の一部を次のように改正する。
第3条中「鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。
(鴨川市史編さん委員会設置条例の一部改正)
- 3 鴨川市史編さん委員会設置条例(平成17年鴨川市条例第87号)の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「主任委員の報酬、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。